

社会人選考採用試験（基準）【係長級（一般職相当）】
募集要項

今般、熊本労働局等における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

熊本労働局等の常勤職員(厚生労働事務官(基準))

2 業務内容

熊本労働局、熊本県内の労働基準監督署等において労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

3 募集人員

1名

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

- ① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。
 - ・ 大学を卒業した者 11年以上
 - ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
 - ・ 高等学校を卒業した者 15年以上
- ② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に該当する者（令和8年度における定年年齢は62歳）

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

6 採用日

原則、令和 8 年 6 月 1 日（月）を予定しています。

7 勤務地

熊本労働局（熊本市西区春日）、又は

熊本県内の労働基準監督署

（熊本・八代・玉名・人吉・天草・菊池）

概ね 2～3 年に一度、人事異動があり、部署もしくは勤務地が変わります。

※異動先により転居が必要な場合もあります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 応募シート

熊本労働局の指定様式である応募シート 1・2 をホームページからダウンロードし、各項目を記入のうえ、写真を貼付してください（A 4 サイズ・片面印刷）。

記入にあたっては、記入例をご参照のうえ手書きまたは PC での入力、どちらでも構いません。また、応募シート 2 の職歴欄には、労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験があれば、できるだけ詳しくお書きください。

(2) 論文

課題：「副業・兼業の増加や、テレワークの普及といった多様な働き方が広まりつつある中で、労災保険制度に期待される役割と課題は何か。また、自身のこれまでの職務経験を、迅速・公正な労災保険給付等を行う労

災補償行政にどのように活かせると考えるか述べて。」

文字数：1,500～2,000文字程度（手書き、PCでの入力のどちらでも可。手書きの場合は、400字詰め原稿用紙を使用すること。また、PC入力の場合は、ホームページに掲載している様式見本を使用することも可。）

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「**基準**」と明記した上で、熊本労働局総務部総務課担当 堀田あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。また、返却を希望される場合は、その旨を応募シートに赤字でご記載ください。

11 応募期限

令和8年4月3日（金）17時必着（郵送、持参どちらでも可）

※ ただし、応募者多数の場合は期限前に募集を終了させていただく場合がありますのでご注意ください。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和8年4月15日（水）頃予定

選考結果に関わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和8年4月22日（水）に実施予定

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

【合格者発表】

令和8年4月27日（月）～5月1日（金）予定

可否に関わらず第2次選考の対象者に電話もしくは文書にて結果を通知します。

13 応募等に関する照会先

熊本労働局総務部総務課 人事係 堀田

住所：熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

電話：096-211-1701

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（27万6千円～36万4千円程度）。

なお、上記金額は目安であり、記載の金額より低くなる可能性があることを予めご了承ください。

また、勤務実績・成績による昇給制度があります（毎年1月1日）。但し、55歳を超える職員については勤務成績が特に良好と認める場合のみ対象となります。

2 条件に該当する場合には、上記の俸給に加え、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・・扶養親族のある者で、一定の要件を満たした場合に支給します。

住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円

通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1年間に俸給等の約4.60か月分（前年度実績）

その他、超過勤務手当、広域異動手当、単身赴任手当などが勤務実績に応じてもしくは、要件を満たした場合に支給されます。